

介護保険負担限度額認定の要件について

次の①と②の要件を満たし、③の基準で利用者負担段階を判定します。

- ① 非課税世帯である。
- ② 別世帯の配偶者も非課税で、預貯金等の資産についても勘案される。
預貯金等の額が単身で1000万円、夫婦で合計2000万円以下であること。
〈平成27年8月からの改正〉
- ③ 非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も勘案される。
合計所得金額と課税年金（老齢年金等）収入に、非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて、利用者負担段階を判定する。

〈平成28年8月からの改正〉

○申請時に必要な書類

申請の際には、同封の「申請書」と「同意書」にご記入・押印のうえ、「預貯金等の金額がわかる書類（※裏面参照）」を添えてご提出ください。配偶者の方がいらっしゃる場合には、夫婦2人分の添付書類が必要です。

○注意事項

非課税年金（遺族年金と障害年金）を受給されている方は、非課税年金の種別の申告をしてください。

なお、申請内容を審査し、対象となられる場合は、介護保険負担限度額の認定証及び決定通知書を8月以降にお送りします。

また、預貯金等に関する申告額が、決定後において単身で1000万円、夫婦で合計2000万円を超過することになった場合は、特定入所者介護サービス費等の支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

※「預貯金等」として扱うもの

種 類	添付書類として 提出いただくもの
A. 預貯金（普通・定期）	通帳の残高ページの写し（インターネットバンクであれば、口座残高ページの写し） ※申請日の直近2ヶ月以内のもの
B. 有価証券（株式・国債・地方債・社債等）	有価証券を購入した証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） ※申請日の直近2ヶ月以内のもの
C. 金・銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
D. 投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） ※申請日の直近2ヶ月以内のもの
E. 現金	自己申告による
F. 負債（借入金・住宅ローン等）	借用証書等の写し

注：生命保険・自動車・時価評価額の把握が困難な貴金属（腕時計・宝石等）・その他高価なもの（絵画・骨董品・家財等）は「預貯金等」に含みません。

また、上記A～Dについては、**①**銀行名・支店・口座番号・名義のわかる部分と、**②**申請日の直近2ヶ月以内で最終の残高がわかる部分の写しを添付してください。